

A4 経過措置型医療法人とは、社団である医療法人で持分の定めのあるものことを行い、当分の間、存続が認められることになりました。

【解説】

第5次医療法改正前の平成19年3月31日までに設立認可申請をした医療法人のうち社団である医療法人で持分の定めのあるものが、経過措置型医療法人に該当します。

社団である医療法人で持分の定めのあるものは出資者の財産権が保障されており、このことが医療法人の非営利性を損なっているとして第5次医療法改正後、経過措置型医療法人は新たに設立することができなくなりました。

経過措置型医療法人は、出資持分の退社時の払戻請求権と医療法人の解散時の残余財産分配請求権の2つの財産権が保全されています。この点が、医療法改正後の基金拠出型医療法人などと大きく異なります。

また、経過措置型医療法人は、定款変更を行うことにより社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することが可能です。なお、社団である医療法人で持分の定めのないものから経過措置型医療法人へ移行することは認められていません(後戻り禁止)。